

# 第 1 1 回 草津市総合計画審議会 次第

日 時 平成22年3月29日(月)  
午後2時から  
場 所 草津市役所 8階大会議室

## 1. 開会

## 2. 審議

(1) 第10回草津市総合計画審議会での主な意見とその対応

資料1

(2) 草津市総合計画基本計画(案)について

資料2-1

資料2-2

資料2-3

参考資料

## 3. 閉会

### 【 配布資料 】

資料1	第10回審議会での主な意見とその対応
資料2-1	第1期基本計画(案)パブリック・コメントの実施結果について
資料2-2	第1期基本計画(案)事務局修正(案)について
資料2-3	第5次草津市総合計画 第1期基本計画(案)【修正後】
参考資料	草津市のまちづくり意識調査結果

## 第 10 回草津市総合計画審議会 (主な意見とその対応)

日時：平成 22 年 2 月 2 日 (火)  
午前 10 時から午前 12 時 00 分  
場所：草津市役所 2 階特大会議室

### (1) 国土利用計画(案)のパブリック・コメントの実施結果について

主な意見	対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>● P. 6 市が、森林を温暖化防止対策として活用できる形で管理をしているのかを踏まえ、「森林」に「地球温暖化防止」を記載すべきではないだろうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 御意見を踏まえて、「丘陵部に残る森林については、都市における緑地空間として、<u>さらには地球温暖化防止、</u>うるおいある生活環境を確保するうえで重要であり、保全を基本としながら、多様な市民ニーズに対応しつつ<u>適正な管理と利用を図る。</u>」といたしました。</li> </ul>

### (2) 草津市総合計画基本計画(案)について

主な意見	対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政の役割として「補完性の原理を基本とする」「市民や民間でできない公共公益的活動を行う」、原則は市民、民間だという書き方をしているが、これでいいのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民、民間、NPO 等に全部任せていくことを念頭においているのではなく、公共でやる前に、NPO、市民ができればそれらが担い、できないことは市、公共で行うという意味である。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「補完性の原理」には疑問を感じる。住民がやっている自然な営みまで行政が関与するようなイメージが非常に強い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 補完性の原理の形で支援をしていく方向が外への矢印、中への矢印は集中と選択をし、厳しくなったところについてはまたお願いをする部分が出てくるという思いの絵である。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政の役割の領域を明示する必要があるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 立ち位置がとくに変わったということはないが、行政がすることはまず補完的なことであり、自助・公助・共助を原則にするという意味でまとめている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 6 ページの絵は、「従来の公共」はそのまま従来の公共としてあり、「新たな公共」がプラスアルファ増えるという考え方でいいのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政の責務について明示的に記載するとともに、却って誤解につながりやすいことから、図については割愛する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 補完性の原理は、今行政が無理矢理やっている、あるいは行政がやっているために社会のなかでうまく回っていかない部分を直していくために、それぞれの性格を組み合わせるということを考えればいいのではないか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公と公共の使い方は直しつつも、前回のものをベースに最小限直したほうがいいのか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 前回のときから今回に行政の立ち位置が変わっているが、なぜか。前回のほうが理解は得やすいように思われる。</li> </ul>	

主な意見	対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>● P. 62 行財政マネジメントに評価ではなく、行政の価値観を変えていく、行政の事務そのものの見直しについて記述する必要があるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「行政システム改革の推進と事務の見直し」などとして、ご意見を含めた記載とした。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● P. 50「バリアのないまちづくり」の指標が適合した建築物数となっているが、数が減少しているのはなぜか。どのように数値をとっているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現課からあがってくる申請数を用いていたが、市民意識調査による指標に変更した。 → まちに障壁（バリア）が少ないと思う市民の割合</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● バリアフリー新法により、建物、駅や道路などのバリアフリーが一体化して図られるようになったが、「バリアのないまちづくり」の指標がどうして建物数なのか。建物だけではなくて建物の外の空間のバリアフリーについても評価できるほうがいいのではないか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価の数字については、どのような数字を出すか、その数字の意味もある程度明確にしないと、逆に誤解を招くことになりかねない。評価指標に注釈があったほうがよいのでは。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 注釈については、行政の内部管理において説明可能であるよう整理しているが、紙面の制約も踏まえて、掲載は控えたい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 意識調査で指数を出すことができるものと不適切なものがある。場合によっては、専門家にアドバイスを受け、目標をたて、実数を出したほうが良い箇所があるのでは。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政の内部管理において、行動指標等を扱っていくこととしている。基本方針ごとの達成評価は、大まかに計画全体の進捗を把握し、共有する目的を重視している。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者の「生活支援」の箇所にも、「社会参加の促進」と同様に、障害のある方が決定権をもつという意味を含め「社会生活を行うため、必要な障害福祉サービスを適切に利用します」と記述頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ご意見を踏まえて、調整した。 → 「サービス利用」の内容を「生活支援」の施策の行動指針に移動し、「自らの意思に基づく行動」を新規に「社会参加の促進」の施策の行動指針に記載。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● リーディング・プロジェクトの達成目標が各プロジェクトに対して一つずつ設定され、さらに、個別の事業ごとに達成目標があるが、それらを総合して評価する形にしたらどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● リーディング・プロジェクトの達成目標は、概ね 10 年を見越した中長期的な設定である。各施策の評価を総合し、中長期的な目標との関係の中で進捗を捉えていくこととしている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● P. 16「学校教育の充実」の「草津の子どもは学校が好きである」のところの指標が「学校評価の割合」というのが分かりづらい。表現を変える必要があるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 表現を整理した。 → 学校評価アンケートによる「子どもは学校が好きである」の割合</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● P. 12 人権に関して、理解はできるものの同和問題が一番目立つ内容となっている。女性、障害者、外国籍の住民など、非常に横断的な問題であるので、「人権教育の推進」でもそういった考えが必要でないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 同和問題、障害者、女性、高齢者、外国人、子どもなどあらゆる人権問題に対して、人権擁護に関する条例および人権擁護に関する基本方針に基づいた取り組みを行っております。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 男女共同参画推進条例を踏まえて、イラスト等を利用するときは気をつけていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ご意見を踏まえた表現とする。</li> </ul>



## 第 5 次草津市総合計画第 1 期基本計画(案)に関する パブリック・コメントの実施結果について

1. 寄せられたパブリックコメントの意見件数 7名 36件

2. パブリックコメントの内容への回答

(1) リーディング・プロジェクトについて 11件

項目	番号	頁	パブリックコメント 内容	コメントへの対応と考え方 事務局案
はつらつ草津の未来プロジェクト	1	4	● 「…草津田上 IC を活かした市内への産業集積…の促進」とありますが、市内のどこへ？田上 IC 周辺にですか。	◎ 回答：P53 に記載しておりますように「草津市工業振興計画」の中で工場立地に必要な交通インフラ等の整備状況等を勘察し、市内の適地にまとまりのある工業地の確保を進め、産業の集積を図るよう考えております。
	2	4 5	● …「他にない魅力」を感じるまちなか…とあるが、P5 の南草津駅新快速停車促進事業もまちなか（中心市街地）づくりのためですか。	◎ 回答：新快速電車が南草津駅に停車することにより、南草津駅が中心市街地の更なる核となり、この地域の発展のみならず、草津市全体の発展につながることから、草津市が掲げる草津駅・南草津駅をにぎわいをつくる拠点として考えています。 そのため、新快速停車促進事業等についても、係る“資源”と捉え、取り組みを促進しています。
	3	4	● 南草津駅とまちなかに「他にない魅力」を感じる観光資源などがあるのでしょうか。「他にない魅力」とはなにか：説明が必要。	◎ 回答：「他にない魅力」は、史跡草津宿本陣や旧東海道中仙道、草津川廃川敷地など、既存の観光資源もひとつの要素にとらえています。 こうした既存施設の活用もしながら「他にない魅力」をつくりだして、市民間にふるさと草津の心 <sup>シビック・プライド</sup> がわき起こってくることを期待しています。その意味で「他にない」とは、「わがまち草津の」という自負心に裏打ちされるべきものと考えています。
市民が学んで築く地域プロジェクト	4	4 5	● 「地域学習社会における新しい市民自治づくり」の施策名について ・ 「地域学習社会」とは、「さまざまな場所で子どもから大人まで社会の変化に対応するために学び合う地域社会」と定義されています。決して市民自治を行う取り組みと	<b>基本計画案修正</b> ◎ 回答：施策名称を「 <u>地域社会における“新しい段階”の市民自治づくり</u> 」とします。

項目	番号	頁	パブリックコメント 内容	コメントへの対応と考え方 事務局案
			<p>か仕組みではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記載の表現は、地域自治を制限するような表記です</li> <li>・ 「新しい市民自治づくり」が目的として表現されています。が、自治会活動はもっと広範で複雑で奥のあるものです。地域学習社会の充実・成熟を協働で行い生き甲斐とふれあいのまちづくりを目指す表現にしてはどうでしょうか。現状の自治会活動と重複し、また、否定するような表現ととらえられます。自治の改革は別の大事な事項です。「行政システム改革行動指針」の着実な取り組みにより達成されるべきです。</li> <li>・ 「における」とか「による、により」は制限した表現、前の言葉(手段)との後の言葉(目的)がしっかり繋がっている必要があります。「地域学習社会」は社会の姿をあらわす言葉で目標・目的であり、手段ではありません。また、「新しい市民自治体づくり」も社会に姿を現す言葉で目標・目的です。どちらも手段ではなく達成する目標・姿です。二つの異なる目標を並べるのは適切ではありません。例えば「地域学習社会の充実によりふれあいと生き甲斐のあるまちづくり」「地域学習社会を向上・充実しふれあいと生き甲斐のあるまちづくり」などとし、「自治」の表現はしない。</li> <li>・ 「…し」は次に続く表現の手段を表します。後の目的に繋がります。この手段・方策(目的)を達成することで「新しい市民自治づくり」に貢献する。これが骨子ではないでしょうか。</li> </ul>	
	5	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の「福祉力」が強化される地域福祉コーディネーターの配置について</li> <li>・ 本来地域にある福祉関係団体と教育関係団体など地域資源のネットワークの強化ということだろうか？公民館職員をイメージしているのか？単に人を配置するだけでは効果が薄いと思われる。</li> </ul>	<p>◎ 回答：学区・地区での取り組みを、地域一体となって進められるよう、地域の中からコーディネーターを選出していただき、企業、大学そして地域の各種団体と連携をとりながら社会福祉協議会とともに地域福祉の推進を図ることを目指します。</p>

項目	番号	頁	パブリックコメント 内容	コメントへの対応と考え方 事務局案
	6	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 言葉の定義が必要（巻末に記載が必要、何を指した言葉か住民に示す）</li> <li>・ 「市民自治」とは：定義付けが必要です。（何となくわかったような表現で曖昧です。）</li> <li>・ 新しい市民自治とは？（市民自治が、学区単位の地域の自治活動のことを念頭に置いたものであるとすれば、現在の町内会・自治連合会等の地域活動のどこを変えるのか） (参考)</li> <li>・ 自治＝自分や自分たちに関することを自らの責任において処理すること</li> <li>・ 自治体＝同一地域の居住者が、自分たちの共通利益の実現と生活の向上を目的としている組織。</li> </ul>	<p>◎ 回答：市民自治とは、地方分権が進展する中で、自分たちのまちづくりについて自分たちで考え決定し、行動していくことと捉えています。</p> <p>また、“新しい段階”の市民自治は、市民一人ひとりが、また、地域やNPOなどが、それぞれの立場からまちづくりに参画し主体者として行動することによって進める点について、従来と変わるわけではありませんが、さらに、これを円滑に行えるよう、地域内分権を推進する地域活動支援のシステムづくりや、行政との役割分担の明確化等を進めていきます。</p>
	7	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「地域学習社会における新しい市民自治づくり」の概要について</li> <li>・ 「地域協議会」、「交付金制度の創出」、「提案型の協働のまちづくり」、の表記は削除する。</li> <li>・ 地域協議会は地域内分権の受け皿として、学区・地区自治連合会単位でこれから目指していくものであり、現時点では、市から何も提示されていない。</li> <li>・ また、交付金制度、提案型の協働のまちづくりもその過程で考えていく事項です。自治連と市長とのトーク(21.10.26)でも提起してあるが、その後も進展していない。行政システム改革行動指針の1つの柱(地域内分権)ですが、H16年度から何も進展していない。5年も経って出来ていないことを何故入れるのか。指針を作り説明しているだけで自己責任、行政としての責務について具体的効果があったのか(この5年間で)。お聞かせ願いたい。</li> <li>・ 「抽象的な事や支援をする」などを並べるのはもうやめてもらいたい。まず、行政システム改革行動指針の確実な実行に尽力されたい。</li> <li>・ 市民が学んで築く地域プロジェクトの目的が「…新しい自治体づくり」となっているから、勘違いが起こる。市民が学んで築く地域プロジェクトは行政システムを改革することではない。</li> </ul>	<p><b>基本計画案修正</b></p> <p>◎ 回答：「<u>地域内分権※を図りながら、地域協議会の組織化・活動促進のための条件整備や、各地域の市民センター機能、地域協働合校の充実等により、市民主役のまちづくりを促進していきます。</u>」と修正します。</p> <p>※ 地域内分権：地域のこと・身近なことは、地域で・自分達で考えて取り組むほうがよいことがあり、そのための権限と財源を地域に移譲すること。</p>

項目	番号	頁	パブリックコメント 内容	コメントへの対応と考え方 事務局案
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「協働のまちづくり指針」はあくまでも、地域内分権の受け皿の仕組みを提案している指針である。地域学習社会の構築を目的としたものではない。</li> </ul>	
プロジェクトを構成する施策に設定する対象事業一覧	8	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「地域学習社会における新しい市民自治づくり」の対象事業について</li> <li>・ 地域学習社会は教育行政の中核と位置付けされていて、取り組みの成果として、人づくりなどを通して自治活動の基盤を支える事に貢献するものである。</li> <li>・ 自治活動の主体的手段ではない。</li> </ul>	◎ 回答：施策名と概要について修正したことに伴い、変更の必要が無くなったと考えます。
	9	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>● まちづくり協働課の取り組みは的が外れている。削除が適切。</li> </ul> <p>[想定するリーディング対象事業名]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「提案型まちづくり活動支援事業」・「地域協議会推進事業」とあるが、この取り組みは、地域協議会等が地域内分権（行政サービスの一部が官から民へ委譲、住民の手で行われる仕組み）を行っていく行政システム改革行動での取り組みの一部である。地域学習社会の取り組みではない。</li> <li>・ また、支援しからないのか。行政の主体的取り組みが見えない。基本指針の「支援の体制の充実」とは何か、まちづくり協働課の組織を見直すのか、市民センターの要員の向上、採用基準の明確化（地域内分権推進の目的に合致した）などであれば、総合計画に盛り込む様な事ではない。</li> </ul>	◎ 回答：施策名と概要について修正したことに伴い、変更の必要の一部は無くなったと考えます。また、「支援」については、人的・制度的な対応、また、市民と行政がともに取り組むための仕組みづくり等について、行政は主体的に取り組むものと考えており、その役割は重要であると捉えています。
	10	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中長期の方針の内容に則り、「地域学習社会」を充実・成長したものにしていくための方策にするべきです。</li> <li>・ 年代を超えたふれあいがどれだけ進められ日常の中で、子どもを育み・学びあい住民同士の緩やかな連帯と協働で、助け合い生き甲斐と活力のあるまちづくりが行われているか。その基盤を担う取り組みにするべきではないでしょうか。</li> </ul>	◎ 回答：中長期の方針を踏まえて、それぞれの施策・事業を位置づけています。事業の具体的な内容については、それぞれの事業の計画として整理しています。
	11	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「南草津駅新快速停車促進事業」について</li> <li>・ 市長のマニフェストにあり、2月1日付の広報にも出ているが、現在のJR西日本との交渉状況は？実現性は、具体的な要望内容は？</li> </ul>	◎ 回答：期成同盟会が結成され、署名も予定以上の約6万人が集まっており、JR西日本としても、今後の利用客が増加することで期待をしているところです。



項目	番号	頁	パブリックコメント 内容	コメントへの対応と考え方 事務局案
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 停車が実現すれば駅利用者は便利になるが、草津駅、南草津駅とも現新快速（上下約50本）が停車となると、草津駅～南草津駅間は2.5kmと短く、草津駅以遠、草津線利用の乗客（市民）は、このため2～3分時間がかかる。迷惑する。（南草津駅停車時間プラス、前後のスピードダウン）</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2月1日付広報記事の中にある、停めることの重要性3点とも理由としては弱い。ラッシュ解消？周辺大都市とのアクセス向上ということであれば、草津線、草津駅止まりを京都駅まで何本か「入れてもらうとか、野洲駅発、京都（大阪）行き普通」を増発する等かどうかと思う。草津～京都間8駅の内6駅も新快速が停まるのは異常ではないのか。</li> <li>・ 以上はすべての新快速が停まるのを前提の話で、50本のうち何本かという話であれば別です。</li> </ul>	

(2) 地域経営の方針について 3件

項目	番号	頁	パブリックコメント 内容	コメントへの対応と考え方 事務局案
厳しい財政状況のもとでの行財政マネジメント	12	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「厳しい財政状況を踏まえて、行政システム改革行動指針の着実な実行と、PDCA…」とアンダーラインの文言を追記する。</li> <li>・ 行政システム改革行動指針はその為に定められたものである。</li> </ul>	<p><b>基本計画案修正</b></p> <p>◎ 回答：「厳しい財政状況を踏まえて、行政システム改革の着実な実行とPDCA…」アンダーライン部を追記します。</p>
	13	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「選択」と「集中」による事業の重点化について</li> <li>・ “縮小と重点化”の基準となるものは誰が決めるのか？行政の責務として不動のものを何にするか？</li> </ul>	<p>◎ 回答：経済環境や市民ニーズの変化等を把握しながら、施策評価等の結果を踏まえ、事業の費用対効果・優先度を十分に配慮して、庁内協議で決定します。</p> <p>行政の責務については、P6に記載のとおり市民や民間では対応できない公共的活動について行政の責務として確実な対応を果たし行くこととしております。</p>
	14	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共施設の適正配置及び必要経費の平準化について</li> <li>・ 必要経費の平準化は施設の性格により多様である。</li> <li>・ たとえば、“古い物は壊す”のは簡単だが、文化的価値を考える時矛盾がでてくる。経費削減とは別次元で、必要経費を検討する必要がある。</li> </ul>	<p>◎ 回答：記載の通り、年度当たりの経費負担を平準化する趣旨であり、施設ごとに同程度の経費をかける、という趣旨ではありません。</p> <p>今後とも、文化的価値等、各施設固有の状況を踏まえた整備に努めていきます。</p>

(3) 分野別の施策について 22件

項目	番号	頁	パブリックコメント 内容	コメントへの対応と考え方 事務局案
人権	15	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本来、人権の視点は全ての分野に必要である。特記することは蛇足か？</li> </ul>	<p>◎ 回答：御指摘のとおり、人権は全ての分野に係わっており、市も総合行政として、全庁的に取り組んでおりますが、この計画では、行政における施策・事業の管理を踏まえ、「人権」という項目を設けています。</p>
(基本方針) 人権の擁護	16	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権が尊重される世の中の構築は人類に課せられた課題であり、いつの時代にも追求してゆかなければならないことは理解しています。然し本市の人権擁護施策は、すでに解消済みになっている同和対策特別法の残骸を引きずったものになっており、納得できません。</li> <li>・ 特に市民・地域・事業者に対して「同和教育を推進します」と特定の理念を市民に「押しつける」施策は、同意できません。</li> <li>・ 人権侵害事件は許されるべきではないことは言うまでもありません</li> </ul>	<p>◎ 回答：市民の同和問題に対する関心や理解は深まりつつありますが、未だに予断と偏見による差別事象が発生しており、同和問題の1日も早い解決に向けて、市民とともに、同和教育を推進していかねばならないと考えています。</p> <p>また、障害者、女性、外国人、高齢者、子ども、その他さまざまな人権に関する問題についても、同和問題とともに解決に向けて、啓発、教育に取り組んでいきます。</p>

		<p>が、然し今日、一部同和地域の方々だけが被害者ではなく、全ての市民がいつでも被害者になる可能性・危険性を備えています。そして残念なことに、世の経済状態を反映して、弱者と云われる低所得者層が拡がり、「貧困・派遣村」と呼ばれる国際語まで生むように、社会的格差が広がってきています。当然こうした生活背景の中には人権が軽んじられ、差別が蔓延っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こうしたときに市に求められるのは、特定の理念を市民・事業者に押しつけることではなく、その根元となっている元凶にメスを入れ、広く市民を救済するネットワーク・セフティーネットと云われる一般事業を拡充し、全ての市民を救済・大切にしてくという基本姿勢が必要なのではないのでしょうか。</li> <li>・ 財源は限られています。現に国民健康保険税・介護保険料が「お金が無いから」との理由で値上げが検討されています。</li> <li>・ こうした値上げも社会的弱者には耐えがたい苦痛となっています。</li> <li>・ お金は有効に使わなければならないことは周知のこと、すでに終決宣言まで出た事業はきっぱりと見直すべきです。</li> </ul>	
17	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同和行政は早期に終結させるべきだと思います。</li> <li>・ さまざまな人権問題とされていますが具体的にテーマとしているのは同和問題だけです。</li> <li>・ 世界の恒久平和はとても大切なことで、これこそ草津市や滋賀県、国が主導権をとって特に「核兵器廃絶」などは取り組むべき重要な課題です。</li> <li>・ 「人権尊重と世界恒久平和を願う」とありますが、同列で扱うべきではないと思います。</li> <li>・ 「同和問題の解決」とは具体的には何をさすのでしょうか。「終結」ではないのでしょうか。</li> <li>・ 同和問題を特別な法律と別枠で取り組むのではなく、一般行政の中で進めるべきだと思います。</li> <li>・ 目標、指針、事業を見てみると益々拡大・固定化しているように感じます。</li> </ul>	<p>◎回答：同和問題は、憲法に定められた基本的人権が侵害されるという重大な社会問題と認識しています。本市においても、悪質な差別事象が発生しており、市民の意識の中には、まだまだ一人ひとりの課題になっていない現状が見られます。同和問題の1日も早い解決に向けて、啓発や同和教育を推進していかねばならないと考えています。</p> <p>また、戦争は最大の人権侵害であり、基本的人権の尊重と恒久平和の実現はだれもの願いであることから、今後も「人権と平和」を一体的に考えながら、今後のまちづくりを推進していきたいと考えています</p>
18		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国部落解放同盟連合会が終結、解散されてから久しくなります。本県においても終結しています。</li> </ul>	<p>◎回答：同和問題の1日も早い解決に向けて、啓発や同和教育を推進していかねばならないと考えています</p>

			本市においても速やかに終結されますことを求めます	す。
(基本方針) 青少年の健全育成	19	15	<p>● 施策(追加) 「③学校スポーツ環境の充実」を追加する。 概要(追加) スポーツは、青少年の心身の健全な発達を促すものであり、子どもが体を動かしたくなる場づくりを学校と地域の連携により展開します。</p> <p>【注】参考にした資料 1. 文科省「スポーツ振興基本計画」 2. 千葉習志野市 秋津コミュニティ学社融合活動</p>	◎ 回答：学校のスポーツ環境の充実については、「学校教育内容の充実」の中に小学校体育推進事業、中学校体育部活動推進事業を位置づけています。
(基本方針) 市民スポーツの振興 (施策) ① スポーツの普及促進	22	17	<p>● 概要に以下を追加する。 スポーツ振興計画を策定し、市民のスポーツ実施率を向上する 【注1】追加の理由 ・市のスポーツ振興計画策定は、スポーツ振興法第4条3項で定められている。県内では大津市をはじめとして主要な市では策定されている。</p> <p>【注2】参考にした資料 1. 「スポーツ振興法」「スポーツ振興基本計画」 2. 「滋賀県基本構想」「滋賀県生涯スポーツ振興計画」 3. 大津市や甲賀市などの「スポーツ振興計画」</p>	<p><b>基本計画案修正</b> ◎ 回答：基本方針について「市民が生涯にわたって健康で豊かな生活を送ることができるよう、<u>スポーツ振興計画</u>を策定し、<u>生涯スポーツ社会の実現と協議</u>スポーツの振興を図っていきます。」と追記します。</p>
(私たちの達成目標と行動指針) 市民スポーツの振興	23	17	<p>● H24 指標 48.4 を→50.0 に変更する。 【注1】変更理由 ・国や県の指標は、成人の週1回以上のスポーツ実施率は50%である。時期は国が「できるかぎり早期」県が「22年度」である。</p> <p>【注2】参考にした資料 1. 「スポーツ振興基本計画」 2. 「滋賀県基本構想」</p> <p>【注3】 ・毎年度の指標設定について毎年1%upの設定とされているが、毎年フォロー(調査)される予定が前提か確認したい。又、公表されるのか。</p>	<p><b>基本計画案修正</b> ◎ 回答：平成24年度にスポーツの実施率を意見どおり「<u>50%</u>」に変更いたします。 なお、毎年の市民意識調査において、把握して、公表していく考えであります。</p>
(この分野の主要な事業) ① スポーツの普及促進	24	17	<p>● 主要事業が4項目記載されている。意見は、この4項目が主要事業といえるか、見直す必要がないかどうかです。効果、予算規模などからどうかという意見です。</p>	◎ 回答：施策としてのスポーツの普及促進するために4つの主要事業を位置づけております。
市民文化の醸成	25	22	<p>● 俳句のまちづくりについて ・ どうして俳句か？(素朴な疑問)</p>	◎ 回答：草津市は、俳諧の祖といわれる「山崎宗鑑」の生誕地である

② 文化・芸術の振興				ことを契機として、「ふるさと草津俳句会」や小・中学生を対象とした「青少年俳句大会」を行い、多くの市民に俳句を通じてふるさと意識を醸成していきます。
	26	22	・ アミカホールなど既成の施設の魅力ある運営方法の見直しは？	◎ 回答：既存施設の運営の見直し等については、P62 の行財政資源の有効活用視点も踏まえながら検討していきます。
障害福祉	27	29	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本方針「障害のある人の生活を守るため」について</li> <li>・ 「守る」ではなく、その人らしい生活を実現するための「支援」ではないのか？</li> </ul>	<b>基本計画案修正</b> ◎ 回答：ご指摘を踏まえ「 <u>障害のある人の生活を支援するため……</u> 」とします。
	28	29	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施策・社会参加と自己実現のニーズへの対応について</li> <li>・ 単に機会を作るだけではなく、他の分野においても障害者が参加・参画できるような環境づくりをすすめる必要がある。(たとえば、公共施設は福祉センターだけを障害者が利用するのではない)</li> </ul> <p>注 障害者自立支援法が廃止される方向の中で、どのような表現が適切か？私自身がわからないが、障害当事者を中心にすすめることにはまちがいない。</p>	<b>基本計画案修正</b> ◎ 回答：「 <u>一般就労の促進と福祉的就労の充実を進めるとともに、文化・芸能・スポーツ活動などあらゆる分野の活動に誰もが参加・参画できるまちづくりを進めます。</u> 」とします。
地域福祉	29	32	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「地域力」のあるまちづくりの指標について</li> <li>・ 地域福祉コーディネーターを育成するのに、指標は「名簿の登録者数」？</li> </ul>	◎ 回答：地域福祉コーディネーター設置事業に限った指標ではなく、「地域力のあるまちづくり」の指標としているところです。災害時要援護者名簿の作成は、災害時のみならず平常時の見守り活動、声かけ等の支援活動の積み重ねであり、こうした活動により地域での助け合い、近所力の強化を図ることを目指します。
健康・保険	30	34	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民の健康づくりの行動指針について</li> <li>・ 事業者の行動指針がないのはなぜか？プライマリーケアなど事業者の責務は大きい。</li> </ul>	<b>基本計画案修正</b> ◎ 回答：以下のとおり追記します。 <u>(医療関係者等)</u> ・「 <u>みずからが持つ知識や技術等を提供し、市民の健康づくりを支援します。</u> 」

防犯・防災	31	37	● 要援護者の確認は記載なし？	<b>基本計画案修正</b> ◎ 回答：「①自主防災体制の確立と市民意識の高揚」の概要において「災害時要援護者避難支援プランの策定」とし、下線部を追記します。
コミュニティ・市民自治  ① 地域コミュニティ活動の活性化  ② パートナシップによるまちづくりの推進	32	57 58	● 主要事業に「市政功労者表彰事業」とあるが、これは事業では無い。功績に対し感謝する事であり、事業と位置付ける性格のものではない。	<b>基本計画案修正</b> ◎ 回答：「市政功労者表彰事業」については、市政の振興発展に寄与した方々にその功績を称え、感謝の意を表し、その労に報いるために表彰を行うことで、市民の市政参画を促進するという事業として考えています。 そのため、「市政功労者表彰事業」については、町内会や自治連合会など住民自治組織の活動を支援する「①地域コミュニティ活動の活性化」の施策から多様な主体との連携によるまちづくりである「②パートナーシップによるまちづくりの推進」の施策に移動します。 なお、「②パートナーシップによるまちづくりの推進」の概要について「…… <u>および市民の市政参画</u> ……」を追記します。 また、地域コミュニティ活動の活性化の行動指針にある「(施策展開において)：地域コミュニティ活動の活性化の内容として記載の「市民が積極的に市政に関心を持って参画できるよう、市民の自治意識の高揚に努めます。」を市民主体のまちづくりを支援する体制の充実の内容として移動します。
	33	58	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要事業に「地域協議会推進事業」とあるが、これも、地域内分権を目指した行政システム改革行動指針の取り組みである。パートナーシップであれば今でも十分に機能している。</li> <li>・ 「提案型協働のまちづくり活動支援事業」とあるが、市の主体的取り組みが見えない。「支援」は事業とは違う。あなたが行われることをお手伝いしますレベルが事業と言えるのか。もっと積極的かつ責</li> </ul>	<b>基本計画案修正</b> ◎ 回答：「提案型協働のまちづくり活動支援事業」を「 <u>提案型協働のまちづくり活動事業</u> 」と改めます。 なお、「地域協議会」については、市民自治が進むことにより、行政のパートナーとして、ともに公共的な部分を担っていただきたい(地域内分権)と考えています。 また、「提案型協働のまちづくり活動支援事業」は、市民提案を、市民と行政が共に取り組む事業と考

			<p>任のある事業であってほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>例えば①、②を目指すのであれば、主要事業を「地域協議会推進に必要な枠組み、システムの構築」、「提案型協働のまちづくり行政システムの構築」として、自ら実行するようになるべきである。</li> </ul>	<p>えています。</p>
	34	58	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民主体のまちづくりを支援する体制の充実について</li> <li>・ 行動の指針 市民も必要な支援を行政に伝え活動の活発化をはかる</li> </ul>	<p><b>基本計画案修正</b></p> <p>◎ 回答：以下を加筆します。 (協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「市民主役のまちづくりが円滑に進むよう、補助や市民と行政の情報交換等を行い、その活動の活性化に向け支援を行います。」 (市民・地域の行動の指針)</li> <li>・ 「<u>必要な支援等について行政に伝え、みずからの活動を活発に行っていくます。</u>」</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域協議会…他の地域にある協議会と重複するのでは？</li> </ul>	<p>◎ 回答：総称として、協働のまちづくり指針で提案している「地域協議会」の文言を使用しております。実際に設立される際の名称には、重複や混同が生じないよう地域と調整してまいります。</p>
達成目標について	36	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認識が高まる。…が進んでいる。感じる市民の割合。…と思う市民の割合。などと、非常に曖昧な達成目標・指標（単位）がある。</li> </ul>	<p>◎ 回答：計画の進捗を大まかに把握し、市民・行政で共有する指標として設定しています。施策、事業ごとの進捗管理については、それぞれの行動指標を管理し、達成を総合的に評価していきます。</p> <p><b>基本計画案修正</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● なお、一部達成目標・指標（単位）については変更いたしました。</li> </ul>

## 第 5 次草津市総合計画第 1 期基本計画(案)に関する パブリック・コメント後の事務局修正(案)について

### (1) 基本計画の修正分

該当箇所		当初	修正後	修正の考え方
頁	行			
3	4	○ これら施策の成果を……	○ これら施策の達成度を……	○ 行財政マネジメントの内容との整合と文章整理のため。
	但し書き	○ 各分野の基本方針の指標における平成 21 年度値は、すべて平成 22 年 1 月現在調べの値としています。 進行管理においては 21 年度実績の確定値に置き換える場合があります。	○ 各分野の基本方針の指標における平成 21 年度値は、すべて平成 22 年 1 月現在調べの値としています。 既往統計がないこと等によって概数としている場合、また、進行管理において 21 年度実績の確定値に置き換える場合があります。	○ 表記の整理、追記。
6	15	○ 住民力	○ <u>市民力</u>	まちづくり協働課 ○ 訂正
12	注	○ ※各分野の基本方針の指標における平成 21 年度値は、すべて平成 22 年 1 月現在調べの値としています。	○ 各分野の基本方針の指標における平成 21 年度値は、すべて平成 22 年 1 月現在調べの値としています。 既往統計がないこと等によって概数としている場合、また、進行管理において 21 年度実績の確定値に置き換える場合があります。	○ 表記の整理、追記。
21 22		○ シビック・プライド	○ <sup>シビック・プライド</sup> “ふるさと草津の心”	○ 表記の統一のため。
40		○ 街なみ形成推進事業	○ <u>地域街なみ形成推進事業</u>	都市計画課 ○ 予算事業名との整合
45	1	○ 公営住宅の計画的な建替・改修や、民間活力による特定優良賃貸住宅※の整備促進などにより、市内の住宅資産の質の向上を図ります。  ※ 特定優良賃貸住宅:「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、中堅所得者の方に優良な賃貸住宅の供給を促進する目的で設置される住宅。	○ 公営住宅の計画的な建替・改修を行うとともに、 <u>民間事業者と連携によって市内の住宅資産の質の向上を図ります。</u>	建築住宅課 ○ 現在、特優賃の建設については、県が経済情勢により補助金の予算化をしていないことから、市でも事業費の見積りをしていない状況であり、「特優賃」については削除します。



53		○ ……法に基づく基本計画に位置づけた……	○ ……法に基づく「 <u>草津市工業振興計画</u> 」に位置づけた……	○ 表現の整理。
62	1	○ 行財政マネジメント	○ 行財政マネジメントの <u>施策</u>	○ 記述の階層に合わせた表記の調整。
64	表中	基本方針-概要 ○ 市民とともに設定した成果目標により……  基本方針-毎年度 ○ 市民とともに、基本計画の大まかな進捗を成果目標で……	基本方針-概要 ○ 市民とともに設定した <u>達成</u> 目標により……  基本方針-毎年度 ○ 市民とともに、基本計画の大まかな進捗を <u>達成</u> 目標で……	○ 文言の整合。
		基本方針-基本計画期末 ○ 毎年度の評価を総括し、達成目標と指標等を再設定します。	基本方針-基本計画期末 ○ 毎年度の評価を総括し、 <u>達成</u> 目標と指標等を再設定します。	○ 基本方針自体の再設定の可能性を含むため。
		施策-概要 ○ 行財政運営の基本的な単位として、すべての施策に基本計画期末の目標を設定し、まちづくりの取り組み検討の根拠とします。	施策-概要 ○ 行財政運営の <u>目標の基礎単位</u> として、 <u>すべての施策の達成度を把握</u> します。	○ 施策自体が「目標」の内容を含むものと整理し、下位の事業レベルの評価を総合的に施策レベルの評価をする仕組みとして再整理したため。
		事業-概要 ○ ……それぞれの事業の効率性に係る評価を行います。	事業-概要 ○ ……それぞれの事業の <u>実行性・効率性の視点から評価</u> します。	○ 評価の体系として実行性評価、効率性評価のレベルと整理したため。
		事業-毎年度 ○ 施策目標を踏まえた具体的手段として、その実行性を管理します。	事業-毎年度 ○ 施策に基づく具体的手段として、その <u>実行性の視点から主要事業を評価</u> し、管理します。	○ 施策自体が「目標」の内容を含むものと整理したため。 ○ 評価の体系として実行性評価、効率性評価のレベルと整理したため。
		事業-基本計画期末（すべての事業） ○ 毎年度の評価を総括し、事業体系を再構築します。 ○ 事業の効率性に係る評価などを行います（スクラップ&ビルド）	事業-基本計画期末（すべての事業） ○ <u>毎年度の評価を総括するとともに事業の効率性に係る評価</u> を行います。 ○ <u>評価結果等を踏まえて、事業体系を再構築</u> します（スクラップ&ビルド）	○ 評価の段階と、スクラップ&ビルドの段階で内容を再整理したため。
全体	○ 指標の表記、値等の設定に係る調整	○ 別紙指標一覧表の通り。	○ 別紙指標一覧表の通り。	

(2) 注釈の追記分

該当箇所		当初	修正後	修正の考え方 頁
頁	行			
3	注釈	-	ゆうゆうびとバンク ・ 知識や経験・技術など、市民の多彩な生涯学習の成果を地域や学校などで活かしてもらうために、市が生涯学習ボランティア事業として実施している人材バンク制度。	3
	注釈	-	エコ・ミュージアム ・ 湖岸道路沿道における琵琶湖を始めとする自然環境や環境関連施設の資源を活用し、自然と触れ合い、研究・学習できる場とするものである。	
4	注釈	-	シティ・インフォメーション ・ 観光、各種施設、交通機関など、都市の様々な情報を提供するサービス。	4
5	注釈	-	CI ・ 都市魅力の創出・共有・発信によってつくる、まちの個性とイメージ。	5
7	注釈	-	義務的経費 ・ 支出が法令などにより義務付けられている支出で、自治体が任意に削減することが困難な経費。 主に社会保障関係経費や過去の借入金の返済金、職員人件費など。	7
	注釈	-	投資的経費 ・ 市の資産を新たに形成するための支出。 主に公共施設などの建設事業費。	
	注釈	-	公会計制度改革 ・ 行政改革への取り組みとして、現金主義・単式簿記による地方自治体の会計制度を、発生主義や複式簿記による企業会計の手法から見つめ直し、自治体の資産形成の状況や負債の状況を含めた総合的な財政状況の把握を行おうとする取り組み。	
8	注釈	-	包括予算制度 ・ 総務部などの管理部門において、予算の編成と執行の管理を総括して行う予算制度に対して、より市民に近い事業部門に予算の編成および執行の権限を可能な限り移譲して、限られた財源の中で市民満足度の最も高い予算編成を行おうとする制度。	8
14	注釈	-	ワーク・ライフ・バランス ・ 仕事と生活の調和。これが実現したとは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である（「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章；内閣府」）	14
15	注釈	-	わんぱくプラザ ・ 自然体験や地域交流など、地域ぐるみで活動することにより、大人と子どもが、ふれあい、相互に体験を深めあうことで、ふるさと意識の醸成や子どもの健全育成を図る事業。	15

27	注釈	-	ケアマネジメント <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護・介助が必要な人の生活支援を行うために、多様な社会資源を、その本人が有効に活用できるよう図ること。</li> </ul>	27
35	注釈	-	セーフティネット <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 落下防止の防護網のこと。転じて、地域社会において、憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を守るための仕組み。</li> </ul>	35
41	注釈	-	低炭素社会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二酸化炭素の最終的な排出が少ない産業・生活システムによる社会のこと。</li> </ul>	41
42		-	BOD <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生物化学的酸素要求量。水質指標のひとつ。水中の有機物等の量を、その酸化分解に微生物が必要とする酸素の量で表したものの。</li> </ul>	42
	注釈	-	UNEP <ul style="list-style-type: none"> <li>・ UNEP（国連環境計画）。本市には、その国際環境技術センターが立地している。</li> </ul>	